（注１）
・１年以内償還予定機構債は、「①　機構債」に含めております。
・１年以内返済予定長期借入金は、「②　長期借入金」に含めております。
・未払金のうち東京湾横断道路の引継ぎに係る割賦元金53,575百万円は、「③　長期未払金」に含めております。
（注２）　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
①　機構債
日本証券業協会が公社債店頭売買の参考となる価格（売買参考統計値）を公表している機構債の時価については、令和８年３月31日現在の当該価格を採用し、同協会が売買参考統計値を公表していない機構債の時価については、当該債券から発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。
②　長期借入金
長期借入金の時価については、当該借入れから発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。
③　長期未払金
長期未払金の時価については、当該未払金から発生する将来のキャッシュ・フローを適切な市場利子率で割り引いて現在価値にする方法（割引現在価値法）により算出した値を採用しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

11　賃貸等不動産関係

機構が保有する賃貸等不動産は、機構法に基づき各高速道路会社に貸し付けている全国の高速道路に係る土地、建物、構築物その他の道路資産であり、当該資産は、料金徴収期間の満了の日の翌日において、本来道路管理者である国又は地方公共団体へ無償で譲渡されるものであります。（道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第52条）

当該資産は、政策目的に基づき機構が保有しているものであり、その規模・性質等は民間企業にはみられないものであることから、市場価格の観察又は合理的な価額の算定は極めて困難であります。従いまして、当該資産の当期末の時価については表示しておりません。

なお、当該資産の貸借対照表計上額及び当期増減額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

貸借対照表計上額		
前期末残高	当期増減額	当期末残高
40,669,827	103,004	40,772,831

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
（注２）　当期増減額のうち、主な増加額は取得によるものであり、主な減少額は減価償却によるものであります。

また、当該資産に関する令和８年３月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

賃貸収益	賃貸費用	その他
2,050,124	1,438,129	△31

（注１）　賃貸収益は、道路資産貸付料収入及び占用料収入であり、これに対応する賃貸費用は、道路資産貸付業務費（貸付道路資産減価償却費、固定資産除却損等）及び支払利息であります。
（注２）　その他は、売却損を売却益と相殺した後の損失であります。

12　退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要
当法人は、役員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。
また、国からの出向役職員の退職給付に充てるため、国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。非積立型の退職一時金制度では、給与と在職期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　確定給付制度
①　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	8,315,385円
退職給付費用	4,115,111円
退職給付の支払額	5,936,004円
期末における退職給付引当金	6,494,492円

②　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	4,115,111円
退職給付費用合計	4,115,111円

⑶　退職等年金給付制度
当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、1,197,737円となります。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年９月25日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

１．⑷⑥を次のとおり改める。
⑥　社会実験「首都高速道路株式会社における社会実験「道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置」に関する割引」
イ　割引をする自動車
１．⑵④イ㈡、１．⑶⑦又は⑧を適用する自動車のうち、中型車、大型車及び特大車。
ロ　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用した後の料金の額は、１．⑵④イ㈡のうち「上限料金の引下げに係る割引」を「有料道路の料金に係る社会実験（道路運送事業（中型車以上）における価格転嫁に向けた環境整備に伴う当面の特別措置）」に読み替えて算出した額とする。
ハ　実施する期間
令和８年10月１日から令和９年６月30日まで。
ニ　割引相互間の適用関係
本割引を適用した後の料金の額に、１．⑶に定める割引を適用するものとする。